

令和 7 年度第 8 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 7 月 25 日

担当部・課：建設部下水道管理課〔内線 5682〕

① 件 名	下水道使用料の改定及び排水設備工事の運用の見直しについて																								
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	【背景】 本市の下水道使用料収入は、普及率や水洗化率の上昇とともに令和 3 年度まで増加傾向で推移してきたが、少子高齢化に伴う人口減少や節水機器の普及等による有収水量の減少により令和 4 年度以降減少に転じており、今後も下水道使用料収入が減少していくことが見込まれている。 一方、流域下水道維持管理負担金の単価の上昇や老朽化が進む処理場等の修繕・改修などにより、汚水処理に要する経費の増加が見込まれているが、平成 17 年 4 月の市町合併時の下水道使用料の統一以降、消費税率の改定を伴うものを除いて料金改定をしていないこともあり、下水道使用料収入のみで汚水処理に要する経費を賄うことができず、不足部分を一般会計からの基準外繰入金で補填している状況となっている。 このような状況を踏まえ、令和 7 年 3 月、下水道事業運営審議会へ諮問を行い、令和 10 年度末時点で経費回収率が 100% を維持できる改定幅での下水道使用料の改定を行うことに加え、経営改善等に取り組む必要がある旨の付帯意見が付された答申を受けた。 また、国土交通省は、能登半島地震の際、多くの家屋での排水設備等の破損や指定工事店の被災によって排水設備等の復旧が遅れたことや、政府の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を背景として、全国の自治体の下水道事業の標準となる「標準下水道条例」を令和 6 年 2 月及び令和 7 年 4 月に改正した。 【目的】 下水道使用料の改定を行うとともに、標準下水道条例の改正を踏まえ、本市においても排水設備工事の運用の見直しを行うもの。																								
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	【根拠法令】 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号） 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号） 石巻市浄化槽事業条例（平成 17 年条例第 183 号） 石巻市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年条例第 198 号） 石巻市下水道条例（平成 17 年条例第 265 号） 石巻市漁業集落排水処理施設条例（平成 17 年条例第 266 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 ・石巻市下水道事業経営戦略 ・行財政改革推進プラン 2025 4 取組項目 基本目標 3 業務の最適化と経費削減 取組項目 20 下水道事業の経営安定化																								
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和 6 年</td> <td style="width: 15%;">2 月</td> <td>国が定める標準下水道条例の改正</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 月</td> <td>石巻市下水道事業経営戦略改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 月</td> <td>令和 6 年度第 1 回下水道事業運営審議会開催</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 月</td> <td>令和 6 年度第 2 回下水道事業運営審議会開催</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年</td> <td>3 月</td> <td>令和 6 年度第 3 回下水道事業運営審議会開催</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>令和 6 年度第 4 回下水道事業運営審議会開催（諮問）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 月</td> <td>下水道事業運営審議会からの答申</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>国が定める標準下水道条例の改正</td> </tr> </table>	令和 6 年	2 月	国が定める標準下水道条例の改正		3 月	石巻市下水道事業経営戦略改定		10 月	令和 6 年度第 1 回下水道事業運営審議会開催		12 月	令和 6 年度第 2 回下水道事業運営審議会開催	令和 7 年	3 月	令和 6 年度第 3 回下水道事業運営審議会開催			令和 6 年度第 4 回下水道事業運営審議会開催（諮問）		4 月	下水道事業運営審議会からの答申			国が定める標準下水道条例の改正
令和 6 年	2 月	国が定める標準下水道条例の改正																							
	3 月	石巻市下水道事業経営戦略改定																							
	10 月	令和 6 年度第 1 回下水道事業運営審議会開催																							
	12 月	令和 6 年度第 2 回下水道事業運営審議会開催																							
令和 7 年	3 月	令和 6 年度第 3 回下水道事業運営審議会開催																							
		令和 6 年度第 4 回下水道事業運営審議会開催（諮問）																							
	4 月	下水道事業運営審議会からの答申																							
		国が定める標準下水道条例の改正																							
⑤ 主な内容	1 下水道使用料の改定 下水道事業運営審議会からの答申を踏まえ、以下のとおり下水道使用料の改定を行うもの。 (1) 算定期間 令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 か年																								

(2) 改定率及び使用料体系（税抜き）

区分		改定案	現行	差額	改定率
基本使用料（0～10 m ³ まで）		1,475 円	1,300 円	175 円	13.5%
使用 料 従 量	10～50 m ³ まで	235 円	195 円	40 円	20.5%
	51～200 m ³ まで	265 円	235 円	30 円	12.8%
	201～500 m ³ まで	280 円	265 円	15 円	5.7%
	501 m ³ 以上	290 円	285 円	5 円	1.8%

(3) 改定時期 令和8年4月使用分（5月検針による6月請求分）から

2 排水設備工事の運用の見直し

(1) 災害その他の非常の場合における排水設備等の新設等の工事

排水設備等の新設等の工事は、別に定める場合を除き、市長の指定を受けた者でなければ行うことができないとしているものを、災害その他の非常の場合で、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができるよう見直すもの。

(2) 排水設備工事責任技術者の兼任

排水設備工事責任技術者の要件を「営業所ごとに専属する者」から「選任する者」とし、同一の県の区域内における他の営業所との兼任を認めるよう見直すもの。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

1 市民への影響

下水道使用世帯の毎月の負担が増加する。

(例)

	使用水量	改定後の使用料	現行の使用料	差額	改定率
平均世帯	20 m ³	4,207 円	3,575 円	632 円	17.7%

2 市財政への効果

令和10年度までは、汚水処理費を下水道使用料で賄う「独立採算制の原則」に基づく経営により、一般会計からの基準外繰入金の減少が見込まれる。

なお、今回の改定幅では令和11年度は、不足が見込まれるものの、不明水の縮減や水洗化の促進などの経営戦略に掲げた取組を進め、歳出の抑制と収入の確保により、経営改善を図り、不足額の解消に努めていく。

(単位：千円)

	R8	R9	R10	R11
汚水処理費①	1,824,618	1,839,771	1,862,506	1,907,051
維持管理費	1,580,649	1,581,944	1,583,809	1,607,127
資本費	243,969	257,827	278,696	299,925
使用料②	1,885,459	1,874,281	1,863,102	1,851,923
経費回収率(②／①)	103.3%	101.9%	100.0%	97.1%
過不足部分(②－①)	60,841	34,510	596	△55,128

【市財政への負担】

令和7年度 使用料システム改修経費 1,016千円（補正予算要求額）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

下水道使用料の改定を行った県内他自治体

・登米市 令和6年9月改定 ・気仙沼市、角田市 令和7年4月改定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年 9月 市議会第3回定例会に石巻市下水道条例、石巻市浄化槽事業条例、石巻市農業集落排水処理施設条例、石巻市漁業集落排水処理施設条例の一部改正案及び関係補正予算案について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

10月 市ホームページ等で下水道使用料の改定内容を市民に周知

令和8年 5月 新料金体系での検針開始

⑨ その他

今後は4年を目途に下水道使用料の見直しの要否を検討する。